

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出を求める請願

令和 6 年 12 月 17 日

東郷町議会議長
加藤宏明 殿

請願者 名古屋市中区三の丸一丁目 4 番 2 号
愛知県弁護士会 会 長 伊 藤 倫 文
愛知県弁護士会 副会長 船 野 徹

紹介議員 若園 ひでこ

[請願事項]

以下の 1 から 4 の内容で再審法改正をするよう国に意見書を提出してください。

- 1 再審請求書受理後の速やかな実質審理を義務づける等の手続規定の明定
- 2 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止
- 4 証拠の保管及び保存のルールを明文化すること

[請願の趣旨]

以下の理由により、別紙「刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書」を採択してください。

これまでに、死刑判決が確定し、その後、無罪になった事件は 5 件あります（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件、袴田事件）。袴田事件については、2024 年 9 月 26 日、確定死刑囚である袴田巖さんに無罪判決が宣告され、同判決は確定しました。袴田巖さん

は、1966年8月18日に逮捕され、2014年3月27日まで約48年近く身柄拘束をされてきました。

誤った裁判をやり直すのにどうしてもこんなにも時間がかかるのでしょうか。その理由は3つあります。

①再審請求書受理後の裁判所の手続規定が無いこと

現在の法制度において、誤った裁判をやり直すための制度としては「再審」があります。しかし、その手続を定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどありません。裁判所がいつまでに、何をしなければならないかというルールがないのです。そのため、再審事件が審理に着手されることなく長期間にわたり放置される可能性すら否めない状況にあります。そこで、法改正によって、裁判所に対し、再審請求書を受理した後は、すみやかに検察官に通知するとともに、速やかに実質的な審理を開始することを義務づける必要があります。

②証拠開示の制度がないこと

また、検察官は有罪を立証するために必要となる範囲内の証拠しか裁判所に提出しません。しかし、提出された証拠以外の多数の証拠の中には、えん罪であることを裏付ける有利な証拠が存在することがあります。そこで、検察官等の捜査機関が持っている全ての証拠を開示して貰う手続を整備する必要があります。

③検察官により不服申立がされること

さらに、裁判所が確定判決に疑義があると判断し、裁判のやり直し(再審)を命じたとしても、検察官はその判断に不服申立をすることができます。不服申立があると、上級裁判所で、再度、再審するか否かについて審理されることになります。その結果、再審するか否かの確定までだけでも長期間を費やすことになります。

いったん裁判所が証拠に基づいて確定判決に疑義があると判断しているのですから、検察官に不服申立の機会を与えることなく直ちに裁判をやり直し、検察官はやり直しの裁判の中で有罪である旨の立証をすれば足りるはずです。「裁判をやり直すか否か」の裁判に長期間を費やすことはえん罪による身柄拘束を長期化させる大きな要因となっています。

再審に関する手続は、刑事訴訟法にわずか19か条しかなく、70年以上にわたって一度も改正されていません。

①②③の問題点を早期に解消しえん罪による被害を早期に回復する必要があります。

また、証拠開示の制度が設けられたとしても、裁判に提出された証拠以外の多数の証拠の保管及び保存のルールがないと、えん罪であることを裏付ける有利な証拠が廃棄されてしまい、えん罪を晴らす機会を失う可能性も否めません。そこで、①②③のみならず、④として証拠の保管と保存のルールを明文化することも必要となります。

そこで、①②③④の内容にて刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の採択をしていただくようお願いする次第です。

以 上

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書

えん罪は、無実の者を犯罪者として処罰することである。これは、国家による最大の人権侵害の一つである。

えん罪被害者を出さないような捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、えん罪被害者となった者を速やかに救済する制度の構築も非常に重要である。

ところが、現在の法制度においては、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関する規定がなく、救済を求める者の再審請求を困難としている。そして、これらの証拠の保管及び保存のルールが不十分であり、無罪を示す証拠が廃棄される危険性もある。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立が認められていることにより、審理の長期化が引き起こされている。

さらには、再審請求手続に関する規定が整備されておらず、裁判官による審理のばらつきが生じることによる「再審格差」が生じており、再審制度によって救済を求める者の手続保障が十分に確保されていない。

以上の次第であり、国に対し、えん罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正により、下記の事項を実現するよう要望する。

記

- 1 再審請求手続において、捜査機関が保有する証拠の利用を可能とすること
も含め、全面的に開示することを可能とする手続の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止すること
- 3 再審請求手続の審理に関する手続規定を明文化すること
- 4 証拠の保管及び保存のルールを明文化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

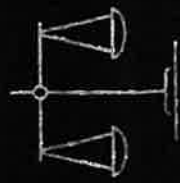
以上

令和 年 月 日

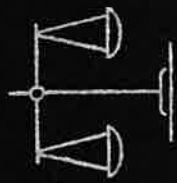
東郷町議会議長

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣

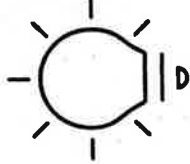


再審法で改正すべき4つのポイント



1

証拠開示の制度化

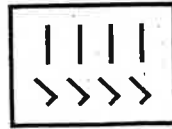


- 「証拠」のほとんどは警察や検察が保管しているが、どのような場合に開示するかの基準がない。

▶ 規定がないから提出されない／隠される！

3

手続規定の明文化



- 刑事訴訟法には再審手続に関する規定は「ほとんどない」
- 裁判官の姿勢次第でやり方がバラバラ

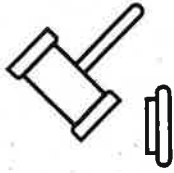
▶ 「再審格差」が起きている！

(裁判官による審理のばらつき)

再審開始決定に対する

2

検察官抗告の禁止

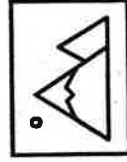


- 検察官は再審開始決定に対して「不服申立て（抗告）」することが出来る。

▶ 再審手続長期化の一因

4

証拠の保管・保存



- 捜査記録や証拠物の保管・保存のルールが「不十分」

▶ 無罪を示す「証拠」が廃棄される危険性も

2つの事件が浮き彫りにした再審法の不備

証拠開示ルールの不備

2024年9月26日
再審無罪

第2次再審請求審で初めて約600点に及ぶ証拠（その中には無罪を示す5点の衣類の発見直後のカラー写真なども含まれる）が開示

▶ 事件から44年後、死刑確定から30年後

第1次再審で95点の証拠開示

さらに

第2次再審で287点の証拠が新たに開示

▶ 事件から37年後、有罪確定から26年後

▶ 明白性が認められた「新証拠」＝すべて開示証拠

再審請求審で初めて約600点に及ぶ証拠（その中には無罪を示す5点の衣類の発見直後のカラー写真なども含まれる）が開示

2014.3静岡地裁の再審開始決定に対し
検察官が即時抗告

▶ 東京高裁の取消し、最高裁の破棄差戻しを
経て9年後に再審開始決定

2024年10月23日
再審開始決定

2011.11名古屋高裁金沢支部の再審開始決定に対し
検察官が（抗告に代わる）異議申立て

名古屋高裁の取消し、最高裁での確定後、2024.10
名古屋高裁金沢支部第2次再審請求審で再審開始決
定（確定）

▶ 第1次の再審開始決定から13年後に再審開始決定